

質問第六号

公益通報者保護法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年一月三十一日

川田 龍平

参議院議長 山崎 正昭 殿

公益通報者保護法に関する質問主意書

アルツハイマー病の早期発見を目指す国家プロジェクト「J-A D N I（アドニ）」で、臨床研究のデータが多数改ざんされていたとの内容を含む情報が昨年十一月、厚生労働省にEメールで届いた問題について、以下質問する。

一 昨年十一月に本件Eメールが届いた際、厚生労働省の担当者は、発信者の氏名が明記されたEメールをそのままプロジェクト責任者に転送し、結果として発信者の個人情報that公になってしまった。このような事態は、公益通報者保護法施行に伴い制定されたガイドラインに反する事態ではないかと考えるが、制度を所管する消費者庁の見解を明らかにされたい。

二 報道によると、今回の情報提供者自身は、内部告発を行ったとの認識を持っており、厚生労働省の口頭での謝罪では納得せず、名誉毀損だと主張しているとのことである。公益通報者保護法では、本件情報提供者に対し、どのような救済の方策があるのか、明らかにされたい。

三 厚生労働省の主張によれば、研究に関わった情報提供者自身が内部告発と認識し、主張していても、厚生労働省がその内容を内部告発ではないと判断する限り、公益通報者としての保護を行う必要はないとの

ことである。しかし、そのようなことでは内部告発などする者はもはや誰もいなくなってしまうのではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。